永井見聞録

活動報告 第13号

令和6年11月

9月議会 一般質問

9月議会の一般質問で主張したかった事を要約したいと思います。実際のやり取りはQR コードを読み込んで頂き動画でご確認下さい。



海水浴場の開設について

【概要】令和4年、令和5年と飯岡地区の海水浴場は開設できませんでした。理由は砂浜が広がり過ぎてしまって、テトラポットまで歩いて行けてしまう現状が危険だからです。かと言ってテトラポットを勝手に動かす事は出来ませんし、自然が相手ですので波打ち際がどのように変化するかも定かではありません。しかし、このまま海開きできない状況を放置すると観光や市のアピールに大きなダメージがあります。遠くから旅行を計画する方がWEBや旅行雑誌でホテルを予約する時に「海水浴場開設なし」と記載がある地域を選ぶでしょうか。やはり海沿いの地域にとっては「海水浴場」は夏季観光の要になります。それがこれからも「×」が続くのは厳しいです。そこで現在の位置より東西に動かせないかと提案したのですが、設備(トイレ、シャワー)の問題、生活排水による水質の問題があるとの回答でした。課題の解決に向けて検討している所なので引き続き注視していきたいと思います。

【個人的な見解】狭くてもいいのでどこかに海水浴場を開設していただきたいです。海水浴場が開設されていなくても沢山の方が海水浴をされています。今年はライフセイバーもいない状態で一件も事故が無かったという事なので、それほど危険ではないのではないかと思っています。どんな事をやっても万が一は起こります。それを全て怖がって何もしないのは責任から逃れているだけだと思います。今年の場合①海開きしない→ライフセイバーいない→水難事故があっても市の責任じゃない、と言っているように感じます。②海開きをする→ライフセイバーを配置する→テトラポットに近づかないように徹底する、こちらの対策の方がお客様の安全が上がるのではないでしょうか。

中学校部活動の今後について

【概要】・生徒数減少→部活動減少→自分のやりたい部活が中学校にない→区域外就学する生徒もいる(令和4年1人、令和5年1人)

- ・やりたい生徒が一定数いる場合は新しく部活動を作れないか?→校長先生判断だが現状では難しい
- ・部活動だけ他の中学校に参加する事は出来ないか?→現時点ではできない
- ・地域のクラブチームが中学校の大会に出場する事はできるか?→女子バレーと体操で参加実績あり

【思う事】教師の負担を減らすためにも部活動の地域移行は避けられない改革だと思います。何年か前に 文部科学省からぶん投げられて現場も大変だと思います。指導者の選考、予算の割り振り、練習場所の確 保など軌道に乗るまでの数年間は試行錯誤になると予想されます。生徒、保護者、地域の声を取れ入れな がら、今まさに青春を過ごしている生徒たちが影響を受けないような配慮をお願いします。部活動が全て とは言いませんが中学校時代の大きな割合を占めていると思います。私は勉強が嫌いだったので部活5割、 恋愛5割、学業1厘でした。中学生の溢れ出すパワーは何かにぶつけておかないと問題が起きます(笑)

窓口対応について

【概要】複雑な問題なので例え話で説明します。一人暮らしのおばあちゃんが寝たきりになりました。施設に入るのに各種証明書が必要になったので娘が市役所に取得しにいきました。窓口で委任状が必要です。しかし、おばあちゃんは字が書けません。代筆が可能ですが代理人(娘)が書くことは認められていません。現行制度では委任状を作るには第三者に書いてもらう必要があります。一人暮らしのおばあちゃんの家に第三者を連れていき、第三者がおばあちゃんに「娘さんが代理人で○○書類を任せても良い?」と意思確認をして代筆する事になります。その第三者の身分証明はいりません。誰でもいいんです。

一親等の親族(娘)が身分証を出しているのだから簡略化して認めて欲しいです。行政としては委任者 (おばあちゃん)に不利益が生じる可能性を少しでも減らすために今の方法でやっているという事です。

【個人的な見解】委任状を代理人が書いている事は沢山あると思います。誰もチェックしていないのでザルです。確かめる方法もありません。建前のためにやっているように感じます。それで委任者に不利益が生じたことが今まであるのでしょうか。役所の事務はザル(性善説)の割に無駄が多いと思います。建前よりも市民の利便性を考えた方法にして欲しいです。これからはマイナンバーカードで簡略化できると思いますが、デジタルが苦手な人でも簡単に出来る方法を考えていただけないでしょうか。

私から言える事は「悪意があれば今の方法でも簡単に各種申請書を不正に取得できる」し「悪意がなければ代理人が委任状を書いているケースも許容されている」という事です。代理人が委任状を書いて良いとは言っていませんよ。あくまでもそうやっている人が沢山いるという事実を言ったまでです。それを私が容認しているわけでも勧める訳でもありません。余談ですが、司法書士や行政書士の事務所に何百種類の印鑑が置いてあった映像をどこかで見ました。どこかの会社で社員の印鑑を預かって押している組織もあります。正式には問題があるけど悪意がなければ是認されていますよね。電子化と共に古い慣習を取っ払って、行政事務のスリム化と利用者の利便性向上を目指していかないとなりません。

漁業関係者との連携について

【概要】飯岡漁港に去年の7月から船が沈んだままになっています。県の管轄となりますが、1年以上放置されていますので市としても積極的に訴えて改善をしていただきたいと思います。市と水産業の結びつきが弱いように感じます。水産業は大変厳しい状況です。時化(しけ)が多くて海に出られない事も多く漁業関係者の収入も激減しています。せっかく港を持っている市なのに水産業者がいなくなってしまっては元も子もないです。漁業関係者のニーズにしっかりと耳を傾けて国、県に要望を届けて欲しいと思います。



【思う事】これから海業が始まり、漁港エリアの有効活用が進んでいくと思います。どんな施設ができるのか今からワクワクしています。地元民としても漁港が綺麗になって観光地になる事はとても嬉しいです。しかし、漁港は魚が揚がってなんぼだと思います。漁師が豊漁で収入が増えるのが一番です。そのために使いやすい港にしないといけません。湾からの出口にテトラポットが7個沈んでいるそうです。これの撤去を県に強くお願いします。砂がたまって水深が浅くなってしまう問題も解決方法を模索していかなくてはならないと思います。後継者問題も深刻です。若い日本人で不安定な水産業に従事しようと考える方は多くありません。今は海外の技能実習生で持っていますが、いつまで続くかわかりません。漁業の未来に向き合い持続可能な方法を考えなくてはならないと思います。

が市市民の声



『地区懇談会にて』

10月21日総合体育館で地区懇談会が開催されました。参加者からの要望で一番多かったのは「草を刈って欲しい」でした。年々気温が高くなり草が成長する期間がだんだん長くなっている事から今までの予算で



は追いつかないのと、シルバー人材センターでは大規模な草刈りを請け負わないようになったという回答がありました。その他にも管轄の違いなどで市が出来る場所と出来ない場所があるようです。何にしても市民の草刈りへの要望はかなり強いものがあると感じました。予算をしっかりと配分して維持できるようにしなくてはならないのかも知れません。その他には、市の公報を新聞折込配布だけでは不十分だという意見がありました。現状としては公共施設や駅で配布している他、市ホームページでも閲覧ができます。それも無理な場合には郵送しますので

一つ気になった事があります。区長を中心に声をかけているためか、若い人がほとんどいませんでした。子育てや市のビジョンについての意見がまったく出なかったのは残念です。皆様が何を求めているのか、どんな市になって欲しいのか、生の声を聞きたかったです。できれば学校の保護者にも参加してもらって意見を交換できれば素晴らしかったと思います。そのためにも開催場所を増やして細かくやるべきです。来年は是非若い人にも参加してもらえるような懇談会にして下さい。

秘書広報課広報広聴班 ☎0479-62-8070 までご連絡ください。

『飯岡中を小中一貫校に出来ないか』

飯岡に議員が6人もいるのに中学校を残せないのか!とお叱りを頂くことがあります。結論から言うと出来ません。学校の再編は様々な会議を経て専門家、当事者の声を取り入れて素案が出来上がりました。これをひっくり返すには代表者会議で現素案を否決しなければなりません。代表者会議のメンバーは再編学校の保護者、地域住民、学校教育関係者、福祉関係者、青少年関係者、それぞれの代表になります。その選ばれた委員が子どもたちを第一に考え素案で良いのか悪いのかを判断します。この決定に議員は一切関われません。先頭に立って活動しようにも素案に反対する声が半数には達していません。飯岡中と海上中が合併しなかった場合、飯岡だけでは1学年で1クラスになってしまう時代がすぐ来ます。私も飯岡に中学校を残したいと願っております。何か良い案がある方は代表者会議の前にご意見ください。

国政に物申す

夫婦の選択的別姓について個人的な見解を徒然なるままに書きます。結論から言うと選択的別姓に 反対です。理由は戸籍制度が抜本的に変わってしまうからです。現在の戸籍制度は結婚と同時に新し い戸籍ができ、どちらかの氏を選択します。これが別姓にすることによって根本的に変わってしまう ので簡単に「選択なんだからいいじゃん」という訳にはいきません。戸籍という制度を廃止するかど うかまで議論をしなくてはならないと思います。そもそも、氏が変わる事によって発生するデメリッ トは徐々になくなってきました。旧姓を公式に認める事によって口座、カード、パスポートなどの変 更をしなくても、あるいは簡略化されるようになってきました。今後も不便がなくなるように旧姓使 用の範囲を拡大していく方が無難だと思います。アイデンティティの問題という方もいますが、子ど もの苗字はどうされますか?生まれる時に考えれば良いという意見もありますが、自分の氏を変える 事を絶対に容認できない二人が子どもの氏の時はすんなりと決まるとは思えません。お腹に子どもが いる状態での葛藤は母子ともに良くないと思います。二人目、三人目が産まれる時にもその争いが繰 り返される可能性があります。二点目は、お墓の問題があります。○○家の墓を単純にどうします か?子どもはどちらの墓に入りますか?話し合いで決めれば良いと言われても、氏を話し合いでどち らかに併せられないのにお墓は可能ですか。苗字を変えたくない気持ちはわかります。それまで何十 年も使ってきたセカンドネームを変えるのは嫌だと思います。しかし、その後の生活を考えれば「新 戸籍」としてどちらかの氏を選ぶ現在の方式の方が問題が少ないと思います。

現在は9割が男性側の苗字を新戸籍としています。これが半々になるように、あるいは五分五分、 もしくはフィフティーフィフティーになるようにしていくべきだとは思います。

別姓の極端なケースですが「伊集院花子」さんと「神宮寺一郎」さんが結婚して子ども「伊集院桃子」さんが産まれました。そのあと離婚する事になり親権が神宮寺一郎さんになったとします。神宮寺一郎さんが再婚をしました。相手は「西園寺正子」さんです。西園寺正子さんには「京極太郎」君という連れ子がいます。「神宮寺一郎」「西園寺正子」「伊集院桃子」「京極太郎」は4人家族として幸せに暮らしました・・・。なんて事もありえます。子どもの苗字を変えれば良いじゃん、と思うかも知れませんが、子どものアイデンティティはどうするの?という振り出しに戻ります。ですので「選択的」だから良いだろうという考えには反対です。余談ですが「伊藤」さんと「伊東」さんが結婚して「伊藤」になった友達がいます。

この討議資料は議員個人が発行しております。ご意見、感想、苦情などがございましたらお気軽にご連絡下さい。この資料に関する市役所へのお問い合わせはご遠慮下さい。

日々どうすれば旭市が良くなるかを考えていますが、何も結果をだせずに自分の無力さを痛感するばかりです。能力が低いのは自覚したので気合で頑張ります('w')/



^{忘年会が15回ある。ただでさえ} ^{忘れっぽいのに・・・} 発行元

旭市議会議員 永井孝佳 〒289-2706 千葉県旭市下永井574-1 090-9332-1632 bbnagai@yahoo.ne.jp



令和6年11月 第13号